

令和6年2月27日
庁 議 資 料

低所得者の子育て世帯への加算給付金について

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に盛り込まれた低所得者の子育て世帯への加算給付金（以下、「子ども加算給付金」という。）の支給事業を実施します。

1. 対象児童

「令和5年度狛江市住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（追加分）」の支給を受けた世帯に属し、平成17年4月2日から令和6年4月1日までの間に生まれた児童

2. 支給額

対象児童1人当たり5万円（1人1回限り）

3. 手続きが不要な方

対象児童の属する世帯の世帯主に対し、3月上旬に「子ども加算給付金支給のお知らせ」を順次送付します。お知らせが届いた方は、原則手続き不要です（口座変更等の場合を除く）。

通知発送世帯数 424 世帯 対象児童数 673 人

4. 手続きが必要な方

対象児童のいる世帯で「子ども加算給付金支給のお知らせ」が届いていない場合や別居監護している世帯等の場合は、4月30日までに所定の手続きが必要です。

5. 問い合わせ先

子ども加算給付金コールセンター ☎0570-03-1578（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時）

6. 企画財政部給付金対策室の執務場所の変更について

執務場所 502 会議室 変更日 3月1日